

[研究ノート]

琉球藩と天長節 一天長節続報一

田名 真之

[Research note]

A follow-up report of the Emperor Meiji Birthday in Ryukyu Domain

Masayuki DANA

沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要 第16号別刷

2023 年 3 月15日

Reprinted from the

Bulletin of the Museum, Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, No.16

March, 2023

「研究ノート」

琉球藩と天長節 ―天長節続報―

1) 田名真之

[Research note]

A follow-up report of the Emperor Meiji Birthday in
Ryukyu Domain

Masayuki DANA¹⁾

昨年の博物館紀要15号で、明治十二年の琉球処分半年後の十一月、県庁主導で那覇の鴻原で挙行された「天長節」祝賀の記録を紹介した。本稿では、処分以前の琉球藩と「天長節」の関わりがどうだったのか、史料を通してみていく。

まずは①②の記事である。明治五年の維新慶賀使一行が、政府の命を受けて皇居での「天長節」に参加していたことが分かる。参朝の諸官吏同様に、下賜された烏帽子に直垂を着して祝賀の宴に参列していたのである。琉球人の「天長節」との最初の関わりである。その後、東京の琉球藩邸詰め在番親方らは、「新正」「紀元節」と「天長節」の三大節には、皇居に参内して藩王尚泰の賀表と献上物を奉じている(⑦②⑤③⑩など)。

ついで、明治六年末には、天皇、皇后の写真が藩王に対して下賜されている。在番の与那原親方が外務省に呼ばれて、写真を下賜され、それを飛脚使として上京していた屋嘉部里之子親雲上に託して、持ち帰らせていた(⑩⑪)。明治七年二月十四日には、「主上、皇后の御写真を頒賜し…聖顔を拝する如く…」と尚泰の御礼の書翰が提出されていた(⑬など)。明治八年には皇太后の写真も頒賜されていた(⑮)。

「天長節」は首里城でも行われていた。『球陽』(附巻254)の尚泰二十八(明治八)年に「王府で天長節の礼を行う」の記事がある(⑳)。

同時に新年と紀元節も行うとある。明治十年には、首里城の南風御殿(南殿)で、天長節の賀儀が行われていた(㉑)。床の間に天皇、皇后の写真を飾って、摂政、三司官以下王府の諸役人、地方間切の役人までが拝礼を行っていた。

琉球処分を前に、明治政府の琉球を取り込む諸施策や政策があり、「天長節」はそうした施策の一つであったろう。首里王府は、明治政府の要求の一部、「天長節」等三大節や留学生の派遣などを受容することで、清朝関係の断絶、明治元号の採用要求などに抵抗していたのである。

琉球藩と天長節の関わりは、首里城南殿で「天長節」が実施されるに至る過程であり、琉球処分の一側面として、明治政府と琉球の関わりを見ていく上で興味深いものがある。

尚家文書の関連資料については、那覇市歴史博物館の大城直也氏から提供を受けた。記して感謝する次第である。

凡例

○史料は年代順に番号を付し、見出しを付け、最後に引用史料名を()で示した。

○史料の収録に際し、可能な限り、「てにをは」を補い、返り点なども出来るだけひらいて読みやすくした。旧字も常用漢字に改めた。

○史料の月日は、県史など明治政府の公文類は新暦、尚家文書や「史料稿本」など琉球側資料は、旧暦のままとした。

なお、明治五年の「天長節」は旧暦の九月二十二日だが、翌六年からは、新暦への改正で、十一月三日となった。琉球側資料だと旧暦のため、九月後半から十月初旬と区々している。

引用史料

『沖縄県史 第12巻 沖縄県関係各省公文書』琉球

¹⁾ 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1. Omoromachi, Naha, Okinawa 900-0006, Japan

政府 1966年

『史料稿本』（『那覇市史 2—中—4』所収）那覇市1971年

『尚泰侯実録』（『東恩納寛惇全集2』所収）琉球新報社昭和53年

『琉球処分』『明治文化資料叢書第4巻外交篇』風間書1962年

『尚家文書』

474号『御書院日記』光緒三年

674号『東京鹿児島下御状并御書付写』光緒元々二年

701号〜704号『在勤日記』『在勤中日記』同治十四〜光緒三年

706号〜708号『琉球江問合』明治六年〜七年

993号『東京在番問合状写』

1191号『同治拾三年戊戌年案書』

『球陽』（角川書店 昭和49年）

『外務省 琉球関係雑件／琉球藩取扱書 自明治四年九月三日至六年九月二日（天長節祝賀一件1・2他）』（アジア歴史資料センター）

リールNo.110319）

○参考文献

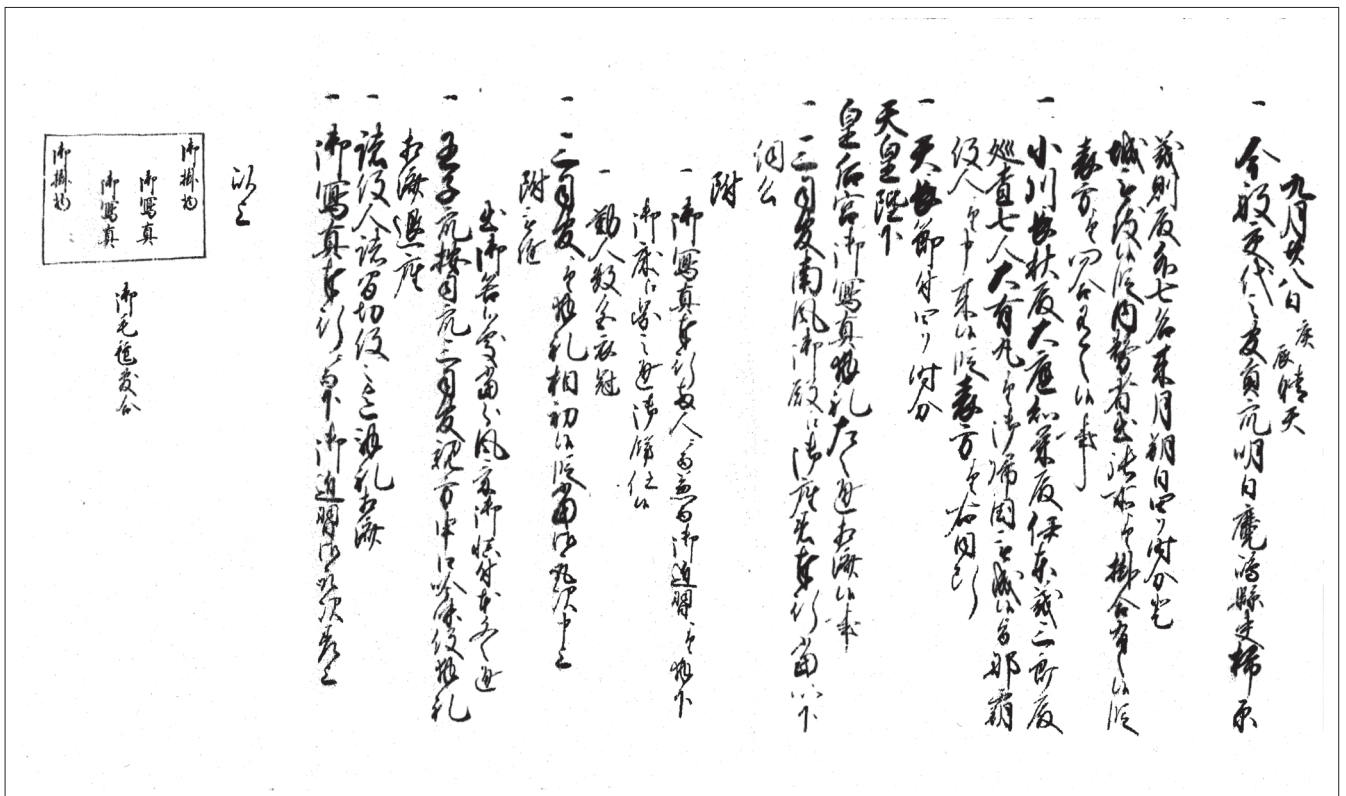
西里喜行「明治初期在日琉球使節の任務と動向Ⅰ 第706・707・708号について」

同「明治初期在日琉球使節の任務と動向Ⅱ 第701・702・703・704号について」

（2004年度から2007年度 科学研究成果報告書〔研究代表者豊見山和行〕『琉球国王家・尚家文書の総合的研究』第Ⅱ部「史料解説・紹介編」）琉球大学教育学部 2008年

長佐古美奈子「明治初期皇室の贈答行為に関する一考察―主に美術工芸品について宮内省記録から概観する―」（『学習院大学資料館紀要（25）』2019年

紀要（25） 2019年



㊸明治10年9月28日の天長節の記事（尚家文書474号『光緒三年 御書院日記』）那覇市歴史博物館蔵

(史料)

①明治五(1872)年九月十八日、琉球使臣、天長節参賀の件

来る二十二日 天長節に付き、諸省奏任以上、参朝致すべき様御達に付ては、琉球使臣三名の儀も奏任同様、参朝仰せつけらるべき哉、明朝迄に御回答承りたく、此の段相伺い候也

壬申九月十八日

外務大少丞

史官 御中

本文、琉球使臣三名、参朝仰せ付けられ候事

九月十八日

(沖縄県史12巻 7項)

維新慶賀使の伊江王子ら三名に対し、宮中での天長節への参列の可否を外務省が伺い、許可されていた。後の明治七年には国王は勅任官、摂政、三司官、在番親方の五人は奏任官、それ以下は判任官とされた。

②明治五年九月二十二日、維新慶賀使の一行が天長節に招かれ宮中に参内、料理等を頂戴、併せて土産の土布等献上の件。

…今日、天長節に付き、王子、副使、賛儀官御祝儀申し上げべき旨、仰せ渡され候に付、八ツ時分、右拝領の素襖直垂御着にて…案内参内、華族衆御一同、天顔を奉拝、御祝儀申し上げ、済ませて御酒、御肴并に御料理頂戴、七ツ過時分御帰館…

(史料稿本 387項)

○(九月)二十二日、使臣三人へ折烏帽子并素襖直垂等を賜う。恰(あたか)も天長の佳節に当れり。乃ち拝領の冕服を着け、入りて賀表を奉る

(尚泰侯実録 341頁)

○毎歳藩王より新正 天長節鹿児島県庁に付て慶賀の礼を修む、然れども書翰而已にて誠敬を表する無し、茲により以来右両度の慶賀土産の軽品別紙の通り献じ奉り、微誠を伸しことを希ふ、是藩王の本意なり、臣等命を奉じ伏て懇願す、宜く御執奏仰ぎ奉り候、以上、

正使 尚健

(明治五年) 壬申九月廿三日

副使 向有恒

右指令

伊地知貞馨に托し献上致すべき事

壬申九月廿八日

外務省

別紙覚書

紺地島(縞)紬上布

拾端

紺島紬上布

拾端

島紬

拾端

太平布

拾疋

練芭蕉布

拾端

(『大蔵省簿冊書拔』琉球処置ノ件)

九月二十二日の天長節(明治六年に新暦に読み替えて十一月三日となる)前に、伊江王子、宜野湾親方、喜屋武親雲上の三人に、素襖直垂(すおうひたたれ 官吏の式日の礼服)が下賜され、二十二日はそれを着て、宮中の祝賀会に参列している。時に土布や芭蕉布などを慶賀土産として献上している。琉球人の天長節への最初の関わりである。

③明治六(1873)年三月、新正、天長節の藩王祝儀について伺いと指令

○三大節共

藩王より祝儀等に付き伺い并指令

覚

一 毎歳藩王より 新正、天長節、慶賀の書簡、献上物の儀、貴様に託して差し上げべき旨、去年伺書に御張紙を以て仰せ渡し置かれ候間、在番親方、使者を以て右の振り合いにて差し上げ然るべき哉、且つ東京表官員衆へ御付届向きの儀、何様仕り然るべき哉の事
一 摂政、三司官より右両御祝儀并官員衆御附届向きの儀、何様仕り然るべき哉の事

… 以下略 …

賛議官向維新

右条々何分御差図成し下されたく存じ奉り候事

明治六年三月十八日

琉球藩

外務省六等出仕 伊地知貞馨殿

右指令

初ケ条 呈書、献上物は本文の通り執り斗（はから）うべく、官員衆へ付届向きは無用に候

二ケ条 書付を以て外務省へ相付き御祝儀申し上げべき心得として、別紙案文渡し置き候、別に付届には及ばず候

： 以下略

明治六年三月二十三日

在琉球藩 外務省六等出仕 伊地知貞馨

別紙案文

天長節の祝賀申し上げ奉り候、以上

年月日 官姓名 花押

外務省御中

〔琉球処分〕 45・46頁

藩王や摂政、三司官の天長節等への対応（書翰や献上物など）について、琉球在勤の外務省六等出仕の伊地知貞馨の指示を請い、伊地知が書翰の案文まで提示している。王府が、明治政府の諸命令、施策に対する対応、応答について在勤の伊地知等役人の指示を仰いでいたことが分かる。

④明治六年三月二十七日、年頭及び天長節の慶賀のための使者派遣

明治十二年（明治六年）癸酉、年頭及び天長節を慶賀する事のために、特に馬氏与那原親雲上良傑に命じて、紫冠に連なる使者に充てる。

三月二十七日薩州に到り、五月初三日東京に到る：翌年五月十八日回国す。

（史料稿本 395項）

琉球藩の設置後、従来薩摩藩に派遣していた年頭使（鹿児島琉球館の在番親方）が、東京への派遣となっていた。派遣の名目が、年頭使（薩摩藩主への新年の慶賀使者）ではなく、天皇への使者となり、併せて天長節慶賀の使者も兼務となっていた。年頭使者は表十五人の申口方の筆

頭である御鎖之側職から昇進して派遣され、その際紫冠に昇る慣例であったため、記事中でその旨記している。馬氏与那原親雲上良傑は後の三司官で唐名は馬兼才。

⑤明治六年五月二十八日、与那原親方、外務省へ上京、在番着任の届私事、新正、天長節御祝儀の使者并に在番勤め申し付けられ、四月二十一日那覇川出艦、同二十三日鹿児島県着、五月十七日同所出艦、同二十一日大坂着、同二十六日同所出艦、一昨二十八日上着仕り申し候。此の段御届け申し候也。

癸酉 五月三十日

外務省御中

与那原親方

私儀、御当地在勤として、去月二十八日出京仕り、附属并従者別紙の通、第六大区四之小区深川西元町十二番地 琉球藩蔵屋敷へ寄留仕り候、此の段御届け申し候也

癸酉六月

琉球藩 与那原親方

東京府知事 大久保一翁殿

別紙人名之を略す、総人員三十人

（史料稿本 401項）

○今般

新正

天長節の御祝儀申し上げらるべきため、使者与那原親方差し上げられ、在番勤めをも申し付けられ候、万端然るべき様御引き進め御依頼申し進め候なり

四月十五日

浦添 親方 印

川平 親方 印

宜野湾親方 印

伊江 王子 印

外務省御中

〔明治六年六月 外務省伺録〕

④で与那原親雲上とあつたが、本項では親方となり、在番勤めと称している。居所となる琉球藩の屋敷の住所が深川とあり、ともに上京した者が総勢三十人に及んでいたことが分かる。大久保一翁（忠寛）は旧幕臣で、東京府第五代知事。

⑥明治六年七月、琉球藩への達 藩王よりの献上物について

琉球藩へ達 外務省

一藩王よりの献上物は追て御沙汰これあり候まで、新年及び天朝節、右両度と相心得べく候事

一在勤親方其外より本省琉球掛官員へ贈答の儀は、互いに手数を掛け無益の事に候条、以来は屹度相成らず候事
右、相心得べき者也

明治六年七月十七日

外務卿代理 外務少輔上野景範

（外務省 天長節祝賀一件／1 0059齣）

○七月十七日、琉球藩よりの献上物、今より新年、天長節の両度に限る由、外務省達あり

（尚泰侯実録 346頁）

○

宮内省御中

外務省大少丞

琉球藩王及び同藩官員より献上物の義、先日御省□□大録より伊地知貞馨へ御引合の趣承知致し候、右に就いては□年来別紙写の通り相達し、新年節、天長節両度の外、向後臨時献上物は致さざる事に決定致し候、尤も右両度献上物は例年の事に付き別□下賜品に及ばず候間、□□御承知これありたく、此の段御心得として申し入れ候なり

明治六年九月十九日

（外務省 天長節祝賀一件／1 0061齣）

藩王からの献上物について、新年と天長節に限るとする令達である。東京在番の役人から外務省官員等への贈答を禁ずるとしている。たびたび贈り物などしていたことが推察される。

⑦明治六年九月十四日、在京の浦添親方等、天長節に付き参内

今日

天長節御祝儀に付き、四ツ時分浦添親方、私共色衣冠にて、外務省へ罷り出、御書簡目録御調べに入れ、伊地知貞馨殿御一同、赤坂離宮へ罷り上り、官員衆御取次、御書翰、御献上物差し上げ、浦添親方、私共よりの御祝儀も名書を以て申し上げ、御酒、肴、御料理下され候に付き、御礼申し上げ、退館仕り申し候

西九月十四日 大宜見里之子親雲上 与那原親方

伊江王子様 宜野湾親方様 川平親方様

（尚家文書 707号）

在京の与那原親方から摂政、三司官あて、天長節で参内した旨の報告。赤坂離宮は、明治五年五月五日に皇居が火災で焼失したため、明治二十二年まで仮皇居となっていた。赤坂離宮は元紀伊藩邸で天皇家に献上された洋館である。

⑧明治六年十一月五日、天長節等の献上物について伊地知貞馨の書翰

琉球藩王よりの献上物は新年、天長節の両度と相心得べき旨、御達相成り居り、宮内省より献上品の儀に付き、引き合いこれあり候砌は、新年、天長節の両度□藩王より献上物致し、その余臨時の献品及び在勤親方等□として仰せ付けられ候折、献上物は一切相成らざる筋に定り□候□返上致し□□候、その後両度の献上儀取上候方宜しきべき省中吟味も□□候得共、同藩の儀、旧来の規式を改る事甚だ相好まず、鹿児島薩摩へ二百余年の間、年に進品致し来たり

……敬礼の道を闕奉り□□相心得、藩王初め別て安心に存ぜず、昨年三使来県の際□□を奉り候様これあり、藩土産五種□献上致すべく御許□相なり候の事にこれあり候間、一藩□先仕候□は、両度□献上□、御□物相なり候方宜しきべく申し立て□過り定り居候俟の□□より猶に評□に涉りたく候得は此の涯当分の案□通り□なり□□少輔へ申し出置き候事

明治六年十一月五日

伊地知貞馨

慎んで天長節を奉賀す

明治六年十一月三日

琉球藩王尚泰

献上 琉球藩王尚泰（献上品は②の別紙覚書と同等略す）

天長節祝賀に付き藩王より献上物の内、紺縞細上布は琉球より未だ相届き申さず候間、追って献上仕たく存じ奉り候事

明治六年癸酉十一月三日

琉球藩

与那原親方

宮内省御中

（外務省 天長節祝賀一件／2 0064567齣）

⑨明治六年十一月十一日、藩王よりの三大節の御書翰、献納物を持ち登る在番について

琉球藩王より主上へ、新正祝賀の儀、新在番上京次第申し上ぐ筈候処、適（まさ）に使者在勤すれば、自分よりの祝賀は申し上げながら、藩王よりの祝賀跡（あと）以て申し上げ候儀、成合申さず候間…中略…来る戊年在番は、同年新正、紀元節、天長節并来々亥年新正、紀元節書翰、御献納物持ち登り、来々亥年在番よりは、其の年々の天長節并翌年新正、紀元節書翰、献納物持ち登り候方に委細琉球へ問い越すべき旨、相達せられ候間、御吟味の上御達し通り召し改められ
： 略 ：

右は在勤いたし候訳を以て仰せ付けらるることにて、上京次第早速仰せ付けられ候段承知致し候

西十一月十一日

与那原親方

伊江王子様 宜野湾親方様 浦添親方様

（尚家文書 707号）

藩王からの三大節への慶賀の書翰や献上物について、新任の在番が持ち登るとなると、時期を逸してしまうので、年度後半の天長節と翌年の新正、紀元節の分を持ち登る事にするよう、在京の与那原からの書翰。

⑩明治六年十一月二十五日、飛船使屋嘉部里之子親雲上のこと

飛船使屋嘉部里之子親雲上、先月廿三日、横浜丸へ乗合、鹿児島県前之浜出艦、同廿五日兵庫汐掛、同廿七日同所出艦、同日大坂着艦、今月七日蓬萊丸へ乗合、同所出艦、同九日紀州の内大島汐懸、同十日同所出艦、同十一日横浜着艦、同日館内到着、右使仰せ越され候書付拝見、ご返答に及ぶべき儀は、別紙を以て申し上げべく候、此の段御問合せ申し上げ候、以上

西十一月廿五日

与那原親方

宜野湾親方様 浦添親方様 池城親方様

○ 飛船使 屋嘉部里之子親雲上

右は鹿児島県へ差し下し、自分乗船より帰帆申し付け候得共、御拝領の御写真宰領申し付け、殊に御用筋申し含め候もこれあり、早々帰帆致さずば差支え申すべきと、此の節郵便船より差し下し、乗船儀は、日和次第帰帆申し付くべき旨、鹿児島県詰役々へ申し越し候間、右の趣申し上げらるべく候、此の段御問合せ致し候、以上

西十一月廿五日

与那原親方

日帳主取衆

○右の通り御問合せ致し候間、屋嘉部乗船は日和次第帰帆申し付けらるべく候。此の段問合せに及び候、以上

西十一月廿五日

与那原親方

鹿児島県琉球館 役々

（尚家文書 707号）

琉球藩の貢納等に関する案件等のための飛脚使として十月二十三日に沖縄を出た屋嘉部は、十一月十一日に東京に着き役目を果たすと、十一月二十五日には、下賜された天皇、皇后の写真を沖縄に持ち帰る役目を命じられていた。

⑪明治七（1874）年二月十日、天皇、皇后の御写真拝領の御札について

外務省より御用これあり、与那原親方罷り出られ候処、柳原前光殿御取次

主上

皇后御写真、藩王へ御拝領御座候段御達、御箱二、御引渡相成り候に付き、飛脚使屋嘉部里之子親雲上へ上せ参せ候由

一右御礼之儀、前光殿御釣合いたされ候処、別段外務省へ伺出るべく、早々の御礼は与那原宮内省へ相付き申し上げ候様、御達これあり候に付き参上宮内省御取次申し上げられ

上様より御礼の儀、相伺われ候処、藩王より宮内卿へ当て謝詞執奏を請ふの書翰差出すべき旨、奥書を以て相下され候付、御書翰御下案相仕立させ、伊地知貞馨殿御内見に入れられ候処、弥（いよいよ）其通り宜しきべき段、申されたる由

右伺書等取添申し越さる紙面、承達せしめ、御写真屋嘉部捧げ下り、有り難く

御頂戴なられ候、御礼の儀、弥御書翰を以て仰せ上げらる筈候、此旨返答に及び候、以上

戊二月十日 池城親方 浦添親方 宜野湾親方 伊江王子

津波古親方 与那原親方

（尚家文書 1191号）

摂政三司官から在番親方あて書翰である。在番の与那原親方が外務省から出頭の命で出向いたところ、藩王あて天皇、皇后の御写真が下賜された。写真は飛脚使の屋嘉部里之子親雲上に沖繩に届けさせた。写真下賜の御礼については、与那原が宮内省に赴いて申し上げた。その際上様（尚泰）からの御礼について伺ったところ、宮内卿あてに藩王から書翰を出すようとのことであつたので、伊地知貞馨にも見てもらったとする書翰案など書面が届いたので、了解した。御写真も屋嘉部が捧持して帰国、有りがたく頂戴した。御礼については、書翰を差し上げるので、その旨、返答である云々。写真は十二月後半には、琉球首里城に届いているが、王府がどう対応したかは不明。

⑫明治七年二月十日、国王尚泰より天長節并新正、紀元節祝賀の書翰、

献納物について、東京の在番へ返答の事

琉球藩王より

主上へ新正祝賀之儀、新在番上京次第申し上げる筈候処、適に使者在勤自分よりの祝賀は申し上げながら、藩王よりの祝賀跡（あと）以て申し上げ候儀、成合い申さず候間、当戊年在番は当年新正、紀元節、天長節并に来年新正、紀元節書翰、献納物持登は、来亥年在番よりは其年々の天長節并に翌年新正、紀元節書翰、献納物持登り候方、委細琉球へ問い越すべき旨、伊地知貞馨殿より相達され候段、申し越さる紙面、承達せられ、

御聴に達し、弥来年新正、紀元節の御書翰、献納物并に我々書状も此節差し登せられ、

以後共其の通りの御仕向に仰せ付けられ候、此の旨返答に及び候、以上

附 本文通り仰せ付けられ候ても在番初めの

謁見は、上京次第早速仰せ付けらるべき旨、承知致され候段も相達し候

戊二月十日 池城親方 浦添親方 宜野湾親方

津波古親方 与那原親方

（尚家文書 1191号）

琉球藩王（尚泰）から主上（天皇）への正月、紀元節、天長節の祝賀の書翰や献納物の献上について、その年派遣の東京在番で対応となると、交替時期が四、五月なので、正月と紀元節は間に合わない。伊地知貞馨の提案の、その年派遣の在番に天長節と来年の新正、紀元節の書翰と献納物を持ち上させてはどうかとあり、それでいいとなつたので、我々三司官の書状も併せて持ち登らせることにするので、そのつもりで対応するように云々。

⑬明治七年二月十四日、天皇、皇后の御写真下賜への礼状

昨冬

主上

皇后の御写真頒賜し、諸官一同親しく

聖願を拝する如く、実に感渥の至りに勝えず、因て謝書を具す、宜し

く転送を請う 敬具

明治七年二月十四日

琉球藩王尚泰

宮内卿徳大寺実則 閣下

(達書略す)

(琉球処分 62頁)

天皇、皇后の写真を下賜されたことについて、藩王からの御礼の書翰である。「諸官一同、親しく聖顔を拝する如く、感渥の至りに勝(た)えず」と記している。

⑭明治七年二月廿八日、天長節で献上用の細上布のしみ入りの件

去年、新年、天長節并に浦添親方差し上げられ候に付き、御献上物、御使者銘々より献納物の内、紺島細上布は御延べ申し上げ置き候処、此の節相届き候に付き、見調べ仕り候処、二拾升(よみ)の内、七反は船中しみ入り相成り候に付き、拾八升より調べ上げ、拾八升の内、四反は拾七升より撰び出しを以て、今月十三日都(すべ)て首尾能く献上相済ませ申し候、此の段御問合せ申し上げ候、以上

戊二月廿八日

与那原親方

伊江王子様

宜野湾親方様

浦添親方様

池城親方様

(尚家文書 708号)

○琉球藩より新年、天長節等の献納品残り当今着候に付き、相納めたき旨、別紙の通り申し出候間、則品物□廻し申し候、然るべき由□
□これありたく候なり

明治七年三月 日

外務大少丞

宮内省御中

主上へ

一紺縞細上布拾端

右去年琉球藩王より新年御祝儀に付き献納物

一紺縞細上布拾端

右同年 天長節御祝儀に付き右同

一紺縞細上布拾端

右浦添親方出京に付き右同

皇后へ

一紺縞細上布五端

右同人出京に付き右同

主上へ

一紺縞細上布三端

右同人 謁見に付き右同

一紺縞細上布二端

右私 謁見に付き右同

一紺縞細上布二反

右大宜見親雲上より右同

右通り献上物御延べ申し上げ置き候処、此の節琉球より相届き申し候間、献納仕候様仰せ付けらるべき事

明治七年三月

琉球藩

与那原親方

外務省御中

(外務省 天長節祝賀一件／1 005456齣)

天長節に献上予定で遅れていた細上布が届いたが、二十升の上布のうち七反が船中でシミ入りとなっていたので、十八升の上布から三反、十七升の上布から四反を補って、漸く献上した、とする与那原からの報告である。⑳に献上物の詳細がある。天皇への上布の献上は二〇反、皇后と皇太后へは一〇反ずつで、計四〇反となっていた。

⑮明治七年三月十六日、皇太后の御写真下賜の件

右御下賜候条、本藩へ敬送致すべき旨、別紙御達書相添え、外務省森山茂殿より相下され候に付き、上様より御礼向きの儀は、去る冬主上、皇后御写真御拝領の御礼同様に仕るべき哉と御同人御釣合致し候処、弥その通り宜しきべき段、承知仕り候間、来年右御礼御同様、宮内省あての御謝書を以て仰せ上げらるべき儀と存じ奉り候、此の段御問合せ申し上げ候、以上

附 御謝表の儀、先達て差し下し候御下案の御振り合いを以て宜

しきべきと別段組立、御釣合など仕り申さず候

戊三月十六日

与那原親方

伊江王子様 宜野湾親方様 浦添親方様 池城親方様

(尚家文書 708号)

○ 昨春

皇太后の御写真頒賜し、諸官一同親しく

聖願を拝する如く、実に感渥の至りに勝えず、因つて謝書を具す、宜しく転送を請う 敬具

明治八年二月九日

琉球藩王尚泰

宮内卿徳大寺実則 閣下

(琉球処分 62頁)

皇太后の写真下賜に対する御礼について、昨年冬の天皇、皇后の写真を下賜された際と同様でよい、問い合せて、その通りとの指示あり。

⑩明治七年四月五日、津波古親方上京、与那原親方帰国につき、宮内省へ挨拶、赤坂離宮で謁見。国王他からの新年、紀元節の御状提出。主上と皇后の写真下賜への謝表も差し上げた。

一 今月五月(日力)津波古親方初て謁見并に与那原親方御暇に付、拝謁仰せ付けられ候間、礼服用、宮内省へ参り伺い致すべき旨、外務省より御達これあり。四ツ時分、色衣冠にて御同省へ参上、御書翰御目録御調部に入れ、赤坂離宮罷り上がり、宮内省官員衆御取次差し上げ、御対面所へ出御、謁見仰せ付けられ、済ませて退去、

附 各様より 新年、紀元節の御状も外務省へ差し出し申し候
一 主上・皇后御写真并に去年御拝領物仰せ付けられ、且つ鹿児島県館地下賜せられ、且つ貢米定額等仰せ付けられ候御謝表も同日首尾能く差し上げ申し候、

(史料稿本 422項)

東京在番の交替で、与那原親方が離任、津波古親方が着任である。二人とも宮内省へ挨拶に赴き、津波古から首里王府の諸書類の提出、また国王他からの新年と紀元節の祝う書状を提出した。さらに天皇皇后の写真の下賜と去年の拝領物等に対する御礼の書翰も差し上げたところ。

⑪明治七年四月九日、津波古親方、年頭及び天長節慶賀の使者兼在番として上京

同治十三年(明治七年)甲戌、年頭及び天長節を慶賀することのため、東氏津波古親方政正を遣わす。二月二十三日(すす)みて薩州に赴き、三月二十六日東京に到る。翌年五月二十七日回国す。

(史料稿本 423項)

○

右は

新年

紀元節

天長節御祝儀の使者並びに在番勤め申し付けられ、四月五日那覇川出艦、同九日鹿児島県着、同十八日同所出艦、所々汐掛にて昨十一日上着仕申し候、此の段御届け申し候なり

明治七年五月十二日

琉球藩

与那原親方

外務省御中

(外務省 琉球関係雑件 0169齣)

⑫明治七年十二月十四日、藩王及び諸官へ三大節酒饌料下賜の件

内務省伺

琉球藩の儀、順序を逐(お)い、追々藩政改正致したき目途に候間、成るべく恩義を感戴致させ、障害これ無き事には、予(あらかじ)め其の地を為し置き申したく、是まで御祝日には在番親方一人へのみ奏任に準じ、酒饌料下され、その余は下賜せず候へども、新年、天長節には藩王よりは方物をも献じ、摂政、三司官よりは祝書呈上、藩王は一等官、摂政四等、三司官準六等にも仰せつけられ候事故、藩王は勅任官、摂政三司官並在番親方は奏任官、其の余は別紙役員凡そ四十九人判任官に見なし、新年宴会、紀元節、天長節の三祝日には酒饌料下されたく、即ち来る八年一月新年宴会より下賜し、藩地一般、奉祝候様致させたく、此の段相伺い候也

七年十二月十四日

伺の通り

一月七日

評定所 摂政 一人 / 三司官 三人 / 在番親方 一人

以上五人 奏任官

物奉行所 従二品 物奉行 三人 / 正四品 吟味役 三人

以下略

申口方 正三品 鎖之側 一人 / 同 双紙庫里 一人

同 泊地頭 一人 四品 日帳主取 二人 / 同 吟味役

二人 : 以上四十九人判任官

○左院議按 法制課主査

内務省伺、三祝日、琉球藩王始め以下云々の趣、審議を遂げ候処に藩王以下、順序を以て官等に列せられ候上は酒饌料下され候儀、相
当に候間、御聞き済まし相なり然るべく存じ候なり

(七年十二月廿五日)

(沖繩県史12巻 51項)

新年、紀元節、天長節の三大節に際し、政府からの酒饌料の下賜について、琉球藩からは従来東京の在番親方一人に対してであったが、今後の藩政改正のこともあり、政府に恩義を感じさせるためにも、藩王から方物の献上もあり、藩王以下官位にも列せられてもいるので、酒饌料を下賜してはどうか、との内務省の伺があり、左院で了解されている。

勅任官の藩王以下奏任官五人、判任官四十九人の計五十五人が、酒饌料を支給されたことになる。沖繩には、^{②⑤}により在京の琉球藩邸で、換金して送っていたことが分かる。三大節も利用しての士族層への懐柔策であったのだろうが、その後の展開をみると功を奏したとは言い難い。

なお、酒饌料は三大節などでの宮中の宴で提供される酒饌(酒、肴、料理)の代わりに下賜された金銭のことである。明治五、六年の天長節では料理等が提供されていたが、明治八年には酒饌料の下賜となっていた。因みに、明治五年正月の事例だと勅任官が取肴、作身(さしみ)、吸物(鯛、昆布)など二汁七菜、奏任官二汁五菜、判任官一汁三菜となっていた(児玉定子「宮廷の食事様式(幕末・明治) 日本の食事様式補遺(1)」『帝京短期大学紀要』5)。明治四年の法令での酒饌の軽費を

みると、勅任官一円七〇銭、奏任官八五銭、判任官四五銭となっていた(明治四年「大蔵省法令全書」)

^{①⑨}明治八(1875)年三月十八日、高安親方、年頭兼天長、紀元節等慶賀使として上京。

同(光緒)元年、向氏高安親方朝崇を遣わし、年頭兼天長、紀元等の節を慶賀す。三月十八日前んで薩州に赴き、四月初八日東京に到る。翌年十月初七日回国す。

(史料稿本 453項)

○同治十四乙亥三月十八日 新曆四月廿三日

一東京へ新年、紀元節、天長節御祝儀の使者仰せ付けられ寧靜丸へ乗合、今月十五日四ツ頭時分那覇川出艦、大島汐掛にて今日夜五ツ時分、鹿児島県前之浜上着致し候事

一右に付き夜四ツ頭時分、上築地より上陸、詰合いの役々迎えに罷り出候に付き、御書翰は先に備へ、付添并蔵役、書役、重み書役、与力、医者一同、館内本門より玄関罷通り、御書翰床上右表へ銚置き候事

(尚家文書 701号)

^{②⑥}明治八年三月二十八日、琉球藩王より物品献上の件

琉球藩王より献上物之儀に付伺

今般上京の琉球官員より別紙品物の通り、藩王より献上物仕りたき旨、申し出候処、兼ねて時々献上物は、説論を加え差し止め候様、外務省所轄中御達の趣きもこれあり候得共、先般御写真頂戴、三祝日酒饌等も成しくだされ、旁(かたがた)恩謝のため微志を表し奉りたく、態々(わざわざ)遠海の場合持ち越し候旨、懇々申し立て候に付き、申し出の通り献上致させ、此のたび上京の琉官帰藩の節、相当の御品下賜候はば然るべきと存じ候。尤も明二十八日午前十時拝謁仰せつけられ候に付き、其の節、献呈致したき旨申し出候間、本日中御指令之ありたく、此の段相伺候也

明治八年三月二十七日

内務卿 大久保利通

太政大臣 三条実美

伺の通り

明治八年三月二十八日

(付属書1)

謹んで白(もう)す、今般御用有りて三司官毛有斐並に馬兼才、同道鎖之側向徳宏附き添い上京せしむ、茲に因り微物を備え謹んで聖安を窺う、伏して奏聞を請う

明治八年二月九日

琉球藩王 尚泰 謹んで奏す

謹んで具(そな)う

紺地縞細上布 十端 / 紺縞細上布 十端 / 縞紬 十端 /

円金 一本 / 粧綴 一本 / 太平布 十疋 /

青貝中央卓 一脚 / 焼酎 十壺

奉申 敬(敬い申し奉る力)

(付属書2) 皇后宮あて 文書、献上品(種類同、数量約半数) 略

(付属書3) 皇太后宮あて 同 左

別紙、内務省伺、琉球藩献上物の儀、朱書の通り指令に及び候条、此の旨心得として相達し候事

明治八年三月二十八日

太政大臣 三条実美

○明治八年三月二十八日 同日来 印

大臣 印 参議 印 庶務課長 印

内務省伺、今般琉球官員上京に付き、藩王より別紙目録の通り献上致したき旨、申し出候処、献上物の儀は兼ねて御達の趣もこれあり候得共、恩謝のため微志を表したく、懇々申し立て、既に遠海品物を齎(もたら)し来たり候儀に付き、申し出候通り献納致させ、帰藩の節相当の御品下賜候方然るべき旨、伺の通り御許允相成り然るべし、依つて御指令案、

御達案とも相伺候也

御指令案

伺の通り

宮内省へ御達案

別紙内務省伺、琉球藩献上物の儀、朱書の通り指令に及び候条、此の旨心得として相達し候事

明治八年三月二十八日

(沖縄県史12巻 57項)

明治七年の年末に、藩王以下摂政、三司官始め王府の中樞の役人に、新年、天長節、紀元節の三祝日の酒饌料を下賜することが決定し、また天皇、皇后の写真の下賜もあったことから、藩王が天皇、皇后、皇太后に對し、御礼として紺縞細上布など献上したい旨の申し出があり、これの許可に際しての内務省、宮内省の文書、及び尚泰の文書である。三司官の毛有斐は池城親方安規、鎖之側の向徳宏は幸地親方朝常で、池城は明治九年に東京で客死、幸地朝常は脱清して同二十四年彼の地で客死している。

②明治八年五月十八日、琉球藩処分着手の順序見込の件

琉球藩上京官員：処分の儀は：緩急見計らい取り計らうべき云々、御達に付き猶又着手順叙(序力)の見込み、左件に申し上げ候

一 清国関係の事は：四ヶ条共廃止の命令：慶賀使派遣、隔年朝貢の二件は：断然差し留め然るべき哉：福州に在る琉球館及び藩王代替に付き冊封廃止の二件は：一時該藩の都合に任せ然るべき哉

： 略

一 明治の年号を奉じ、年中の礼式御布告通り遵奉の件

： 略

明治八年五月

内務卿 大久保利通

太政大臣 三条実美

(沖縄県史12巻 74項)

琉球処分の達書内容の確認と着手の順序、時期について大久保内務卿

から三条太政大臣あての伺い文。条文の一つに「年中の礼式御布告通り遵奉の件」とあり、天長節等の祝賀が挙げられている。

②明治八年五月十九日、琉球藩高安親方、在番上京の件

琉球藩高安親方、在番上京の儀に付き御届

琉球藩高安親方、三祝日御賀並びに在番として、本月十三日着京候に付き、別紙撰政、三司官の書翰、津波古親方届書相添え御届申し上げ候也

明治八年五月十九日

内務卿 大久保利通

太政大臣 三条実美

(付属書一)

右は、新年、紀元節、天長節御祝儀の使者並びに在番勤め申し付けられ、四月二十日那覇川出艦、同二十三日鹿児島着艦、同三十日同所出艦、五月三日大坂着艦、同十日同所出艦、昨晚品川着艦、今日上陸仕り申し候、此の段御届け申し候也

明治八年五月十三日

琉球藩 津波古親方

内務卿 大久保利通

(付属書二)

新年、紀元節、天長節の諸祝儀申し上げるべきため、使者高安親方差し上げ、在番勤めをも申し付けられ候、万端然るべき様御引き進め、御依頼申し候也

三月二十六日

浦添親方 宜湾親方 伊江王子

内務卿 大久保利通

(沖縄県史12巻 75項)

③明治八年六月三日、琉球藩へ達案

琉球藩

一藩内一般、明治の年号を奉じ、年中の儀礼等総て御布告の通り遵

行致すべき事

略

右条件の通り心得べく、此の旨相達し候事

明治八年六月三日 太政大臣 三条実美

(沖縄県史12巻 79項)

④明治八年六月六日、内務省より処分の達書手交、池城親方らの嘆願書

昨日内務卿より、池城親方、与那原、幸地、御用これあり参上致し候処、御地一般明治年号を奉じ、藩政改革等の儀に付き、別紙写の通り太政官よりの御達書、内務少輔林友幸殿より御渡し相成り、至極案外の儀にて、何とも御請け成り難く、是までの形成等委しく申し上げ候に付き、情実の所能く御汲み取り、御達書取り返し相成り、先ず以て安心仕り申し候

亥六月六日

幸地親雲上 与那原親方 高安親方 池城親方

伊江王子 宜湾親方 浦添親方

藩内一般、明治の年号を奉じ、年中の儀礼等総て御布告の通り遵行、且つ藩政改革致すべき旨、三条公より御達の趣承知仕り候、これに依り願ひ奉り候儀、恕懼至極存じ奉り候得共、管内一般明治の年号を奉じ候様にとの趣意は相除かれ候に付き、新年、紀元節、天長節などの祝賀、御布告通り遵奉仕るべき段申し上げ置き候通り御座候、明治の年号を奉じ且つ藩政改革仰せ付けられ候は、右両件はまで通り仰せ付け置かれ下されたく願ひ奉り候

明治八年六月六日

幸地親雲上 他略

内務卿 大久保利通

(史料稿本 484項)

太政大臣の達書の条文の天長節等の祝賀については遵奉するが、明治年号の使用と藩政改革については、受け入れられないと嘆願している。ここでの交渉で、琉球は藩として天長節の実施を受け入れた事が

分かる。

②⑤ 明治八年十月六日、天長節に付き、池城親方ら赤坂離宮参内
一 今月（十月）六日

天長節御祝儀に付き、兼ねて内務省御釣合の上五ツ頭時分、池城親方、高安色衣冠にて赤坂離宮へ罷り上り、宮内省官員衆御取次、御書翰、御献上物差し上げ、兩人よりの御祝儀も名札を以て申し上げ退館仕り申し候

附 一 富川親方は御請御札未だ相済まず候に付き、御祝儀申し上げに及ぶ間敷やと、内務省御釣合致させ候処、弥申し上げに及ばず。宜湾親方は未だ御免職の御達相成らず候に付きては御祝儀申し上げ候様これありたる由、且つ摂政御引き取りは松田殿へ御請書御差し出し相成り候得共、今ほどは政府の御吟味相替わる儀も計りがたく候に付き、伊江王子よりの御祝儀も先ず以て差し登し置かれ候通り申し上げられ然るべき哉と申し談じ口御兩人并に浦添親方よりの祝賀御状、内務省へ差し上げ候
一 判任官惣代として随行親方、親雲上の内兩名、内務省へ参賀致し候様、御達これあり、喜屋武、親里色衣冠にて出頭致し候

一
上様御始め諸官員へ、酒饌料として金札御渡しこれあり候間、錢繰り替え差し下すべく候、尤も在京の面々は爰許にて頂戴致させ候

（尚家文書 674項）

○ 一 今日天長節に付き、池城親方御一同色衣紗綾冠にて、附添祝嶺里之子親雲上召し列れ、五ツ時分内務省出頭御釣合、赤坂離宮へ罷り上り、宮内省官員衆取次、御書翰、御目録、献上物差し上げ、私共よりの御祝儀答礼を以て申し上げ、九ツ時分罷り帰り候事

附 一 御目録、献上物等は役所日記に相見得候也

一 御酒饌成し下され候に付き、則御札申し上げ候也

（尚家文書 701号）

○ 一 今日天長節に付き、高安親方一同色紗綾冠にて、在番附添祝嶺里之子親雲上召し列れ、内務省へ出頭御釣合の上、赤坂離宮へ罷り上り、宮内省官員衆御取次、名札を以て御祝儀申し上げ帰邸致し候事

附 随行之人数は内務省出頭拝賀申し上げ候也

（尚家文書 702号）

天長節に際し、祝賀の書翰を差し上げるのは藩王及び摂政、三司官と在番親方までとなつていたようで、宜湾親方の退任と富川親方の就任は、未だ手続が完了していないとして、富川親方は祝儀に及ばず、宜湾は必要とある。また伊江王子の摂政退任の手続もまだのようで、御祝儀するようにとある。酒饌料の金札については、沖繩現地の藩王始め摂政、三司官にも下賜され、錢（現金）に換えて差し下すように指示している。

②⑥ 明治八年、王府で天長節等の礼を行う

本年（尚泰二十八乙亥）、東京の告曉有るにより、従いて新年宴、紀元節、天長節等の礼を行う

此の年、有る所の新年宴、紀元節、天長節等の礼は、宜しく応に牌曉する所の如く、皆、従行を為すべし等の由、業（す）で）に東京の牌曉有り、随いて即ち踏行す

（『球陽』附 254項）

六月三日の太政大臣の達書（②）が王府にもたらされ、新年宴と紀元節はすでに時期を逸していたが、十一月三日の天長節は、この年から行われた事になる。

②⑦ 明治九（1876）年二月十八日、富盛親方、東京詰在番役で上京

一天長節并来年頭、紀元節の慶賀使仰せつけられ、大有丸へ乗船、内務省九等出仕福岡季連殿御同船にて、一昨日十六日那覇川出艦、今日四ツ時分鹿児島県前之浜着艦致し候事

一 右に付き早速上築地より上陸、詰合の役々并用向掛市来平太殿出迎えられ候に付き、御書翰先に備え、役々一同館内本門より玄喚

罷り通り、御書翰床上右表へ銚（かぎ）り置き：

一（三月三日）同日未明同所出艦、四ツ頭時分大坂着艦、早速上陸詰役々出迎え、一同出張所へ差し越し候事：

一同日七ツ時分、東京より早々登京致すべきとの電報これあり候処、従二位様御湯治御暇済ませられ、追々神戸、大坂の間御下向遊ばさるべく、御同様への御書翰、御目録持ち登り居り候に付き、東京へも問合せの上、登京見合い候事

一（三月二十三日）五ツ時分品川上着、在京の御使者衆より御物支配係大宜見里之子親雲上、門番召し列れ、船元へ迎えに御遣わされ候に付き、支度替えにて一同品川へ上陸、私共一行の人数、人力車より出立、池城親方、高安親方：其の外役々新橋へ迎えに御出これあり、同所より私、書役川平里之子親雲上、与力与座里之子親雲上、書役糸満里之子親雲上案内、内務省参上、上着の御届申し上げ、八ツ時分琉球館到着、池城親方より茶菓子御馳走これあり候事

（尚家文書 701号）

新任在番の東京琉球館到着までの旅程が詳しい。上京途中の大坂では、湯治中（有馬温泉か）の従二位様（島津久光）へ書翰を差し上げるなど行っていた。東京では品川上陸後、人力車で（駅へ）、新橋（駅）で在京の池城親方らの出迎えを受け、内務省へ到着の挨拶の後、琉球館に入っている。

⑳明治九年閏五月十二日、藩王よりの天長節の献上物召し止めの件

今より新年、天長節とも例規の賀表に止まり献上物に及ばざる旨、別紙の通り、内務卿代理林友幸殿御達これあり、兎角御地一般の規則にてもこれあるべく候得共、御地の儀、訳合いも相替わり候に付き、其の俣黙止居り候も罷り成らず、一往願ひ奉り候上、何分取り計らい宜しきべきと、別紙の通り書付取り仕立て置き候間、追て差し出すべく候、□方御達相成り候上、後便申し越すべく候得共、別紙両通相済ませ、先ず此の段御問合せ致し候、以上

子閏五月十二日 親里親雲上 喜屋武親雲上 幸地親方 小禄親方
富盛親方 高安親方 大儀見親方 池城親方
御両人様

（尚家文書 674号）

㉑明治九年六月十三日、琉球藩王より献上物の件

内務省伺

琉球藩大宜見親方、臨時上京、皇上拝謁の儀願ひ出候：藩王より方物献上仕りたき旨申し出候に付き：此のたびの如き無名の献物は御聴納これなき方然るべきと存じ候、抑も該藩献上物の儀に付ては、明治六年七月別紙写しの通り相達しこれあり、其の後、聖上御写真頂戴等謝恩のため、臨時献物御聞き届けに相成り：新年、天長節も自今は御停止相成り、左按の通り此のたび改めて相達したく、此の段相伺候也

六月十三日

達 按

琉球藩

其の藩献上物、追て御沙汰これあるまで新年、天長節両度と相心得べき旨、去る明治六年相達し候所、自今新年、天長節とも例規の賀表に止まり、献上物には及ばず候条、此の旨相達し候事

但し、臨時の御慶事及び藩王上京の節、献物致したく候節は其の時々伺い出るべき事（明治九年七月）

○ 第二科議按 大史歴査

別紙内務省、琉球藩王より献上物処分の儀は具陳の趣充當に相聞こえ候間、伺いの通り御聴許相成り然るべき哉御指令按相伺候也

六月十五日

（沖縄県史12巻 115項）

○新年及び天長節、藩王より土物献上仕り来り候処、今より例規の賀表に止まり献上物に及ばざる旨、御達の趣拝承仕り候、然れば懸隔の小邦鴻恩に沐するより、右両節軽き品を献じ微誠を表したく、藩王本願罷り在られ候処、書翰のみにて献上物仰せ付けられず候ては何とも本意成らざる次第御座候間、特別の御取り計らいを以て何卒

是までの通り仰せ付けられたく、藩王へ口越されず、直ちに願ひ奉り候得□千万恐れ入り奉り候得共、右の情状存じながら、黙□にも罷り成らず上申仕り候間、宜しく御吟味成し下されたく依頼奉り候、恐惶謹言

琉球藩 富盛親方

明治九年七月

内務卿代理 内務少輔 林友幸殿

(前出 達案 略)

内務卿 大久保利通代理

明治九年七月一日

内務少輔 林友幸 他略

(尚家文書 674号)

○今より新年、天長節とも例規の賀表に止まり、献上物に及ばざる旨、御達これあり、追々願書差し出すべき段は、御達書并書付下案取り添え、先便申し越す通りにて、跡月十九日、富盛親方内務省へ持参、往復係取次差し出し候処、在京藩吏より願ひ出るべき事にこれなきに付き、下げ戻し候間、別紙の通り林友幸殿より御達相成り候間、御吟味の上、御願仰せ□せらるべき儀存じ奉り候、別紙相添え此の旨お問合せ致し候、以上

子六月十二日 親里親雲上 喜屋武親雲上 小禄親方 富盛親方

高安親方 大儀見親方 池城親方

御兩人様

書面の趣、在京藩吏より願ひ出るべき事にこれなきに付き戻すべく候事

内務卿 大久保利通代理

明治九年七月一日

内務少輔 林友幸 他略

(尚家文書 674号)

尚泰よりの献上物に対し、名目のない献上物は受納出来ないが、今回は許可となった。明治六年に、藩王からの献上は新年と天長節両度とする旨達していたが、今後は、両度とも賀表とすることが通達された。

在京の藩吏からの願ひ出については、その資格がないとして、文書は差し戻している。王府は、何かにつけて、献上することで、政府の歓心を買わんとしたのであろう。

③明治九年九月十五日、天長節に付き、富川親方ら赤坂離宮参賀

一内務省より左の通り御通達これあり候事

来る十一月三日、天長節に付き、午前第九時より午後第二時まで、礼服用、宮内省へ参賀候様、式部寮より申し越し候に付き、此の段御通知に及び候也

九年十月卅一日

内務大丞

池城親方 富川親方 富盛親方

追て酒饌の儀、当省中において賜るへし、且判任官は当省へ参賀候様、御達しこれあるべく候也

(明治九年九月十八日)

一今日、天長節に付き、富川親方御一同、色衣紗綾冠にて、川平里之子親雲上召し烈(つ)れ、五ツ時分内務省へ出頭、赤坂離宮へ罷り上り、宮内省官員御取次、御書翰差し上げ、私共よりの御祝儀、名札を以て申し上げ、九ツ時分帰館仕り候事

付

一御酒饌成し下され候に付き、則御礼申し上げ候也

一此の節より献上物召し留めらる次第は、役所日記に相見得候也

(尚家文書 704号)

一今日天長節に付き、赤坂離宮へ罷り上り拝賀申し上ぐべきの処、不快に付き、左の通り書付差し出し候事

私事、所労に付き参賀仕りがたき事御座候間、此の段御届申し上げ候也

九年十一月三日

池城親方

(尚家文書 702号)

池城親方安規は、不快に付き天長節に参賀できないと書簡を送っていたが、翌十年四月三十日(旧暦三月十七日)に飯田町の藩邸で病没した。

③明治十（1877）年九月二十八日、天長節に付き南殿で天皇、皇后の御写真を飾り、王子衆以下拝礼す

九月廿八日

一天長節に付四ツ時分

天皇陛下

皇后宮御写真拝礼、左之通相済候事

一三司官南風御殿へ御座着、奉行、当以下伺公す

附

一御写真、奉行兩人二て兼て御近習より拝下り御床へ図の通り

御銚仕り候

一勤人数色衣冠

一三司官より拝礼相初め候段、当御取次申し上げ

附

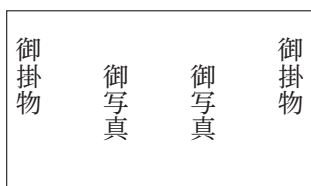
出御遊ばさる筈候處、当分風氣御慎に付き本文の通り

一王子衆、按司衆、三司官、親方、申口、吟味役拝礼相済し退座

一諸役人、諸間切役々迄、拝礼相済し

一御写真、奉行二て下御近習御取次差し上げ

以上



御毛氈敷合

（尚家文書 474号）

首里城南風之御殿（南殿）で行われた天長節の記録である。首里城での天長節は、四ツ自分（午前十時）に、天皇、皇后の御写真を飾って拝礼を行っている。御写真は奉行兩人で、御近習から拝受して床の間に飾

る。拝礼する役人は色衣冠（黒朝に冠の正装）である。三司官から拝礼を始める旨、（御書院）当を遣わして国王へ奏上した。国王は体調不良で出御しなかった。拝礼は王子衆、按司衆、三司官、親方、申口、吟味役の順で済ませて退座。その後諸役人、間切役々まで拝礼を済ませると、御写真は奉行で下げて、御近習に取り次いで収納となった。国王、王子以下重臣はもとより諸役人、間切役人までも動員しての拝礼である。政府の重臣と王府の必死の対応ということであろうか。

③明治十一（1878）年十月九日、東京勤めの琉球官員、天長節に付き、奏任官は宮内省、判任官は内務省で祝賀の儀式に参加。

今月九日

天長節に付き、奏任官宮内省、判任官内務省へ参賀これあるべき旨内務書記官よりこれあり、富川、与那原、小緑色衣冠にて宮内省参上、御書翰并浦添親方祝賀状、式部官員衆御取次差上、自分祝賀も名札を以て申し上げ、且つ判任官色衣冠にて内務省出頭、祝賀申し上げ候、此段御問合せ申し上げ候、以上

附 在京奏任官以下十三人分、内務省において御酒饌成し下され候に付き、頂戴御礼申し上げます

御連名

寅十月

御三人

（尚家文書 993号）

明治十一年の天長節の記事である。③でみたように琉球官員も明治七年末に王府の役職により、奏任官、判任官の官位が定まっていた。この時、奏任官の富川、与那原、小緑親方三人は宮内省での式典に、判任官は内務省の式典に参加、富川等は国王の祝賀の書と三司官浦添親方の祝賀状を差し上げ、また自身等三人も祝賀として名札を提出している。内務省において、在京役人に酒饌料十三人分が下賜されている。奏任官三人なので、参加した琉球官員の判任官は十人だったことになる。